

Minaさかいの使用ガイド

令和6年4月版

本使用ガイドは、Minaさかいを使用される方に、広場の設置目的に即した適正で安全な利用を行っていただくとともに、使用に関する手続き等を円滑に行うため、使用の基本ルール、手続きの流れ、注意事項等をまとめたものです。

広場を使用される皆様におかれましては、本使用ガイドや関係法令を十分理解し遵守した上で、広場の特性や周辺環境への影響、安全面に最大限配慮し、円滑な運営を行っていただくようお願いいたします。



南海高野線「堺東駅西出口」より南西へ約250m

お申込み・お問合せ先

Minaさかい総合運営デスク

〒590-0077 堺市堺区中瓦町2丁3番18号 高砂屋ビル3階 堺まちづくり株式会社内

TEL:072-275-6630 FAX:072-275-6693 MAIL:hiroba@minasakai.jp

時間 10:00~12:00 13:00~17:00 (土日祝除く)

Minaさかいの使用について

(1) Minaさかいについて

Minaさかいは、堺市役所および堺地方合同庁舎の前に、まちのにぎわいを生み出す交流空間、市民の皆さまに親しまれる憩いの空間として整備した公共広場です。

南海電鉄高野線堺東駅からは徒歩約5分、南海本線堺駅からはシャトルバスにより約10分でアクセス可能です。また、阪神高速堺線堺出入口、大阪中央環状線にも近く、車での来場にも便利です。

一定の条件のもと、各種催しにもお使いいただけますが、使用には申請と許可※が必要です。

※堺市市民交流広場条例ならびに関係法令等による条件ならびに制限があります。

(2) 使用時間

午前9時から午後9時まで(準備・撤収に要する時間含む)

※楽器・音響機器等を用いた音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなどは、リハーサルを含め原則休日の午前11時から午後5時に限り可能です。

※ただし、一部の休日開庁日(選挙の期日前投票等)については、楽器・音響機器等を用いた音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなどを実施いただけない場合があります。

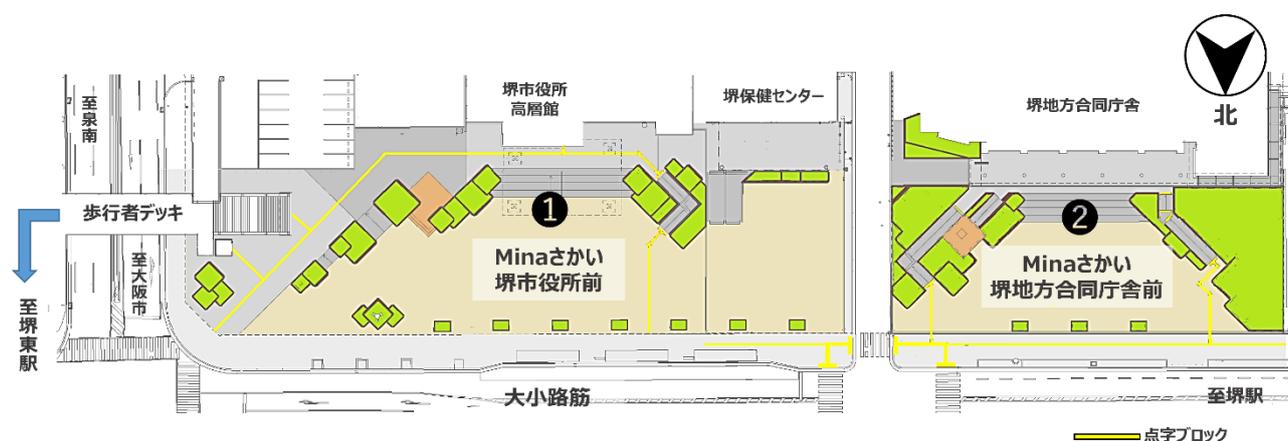
※周辺住民、通行人に迷惑がかけられないよう音量やスピーカーの向きなどに十分に注意してください。音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなどを行う方には別途案内を用意していますので、Minaさかい総合運営デスクまでお問合せください。

※催しの内容や期間によって、周辺住民、事業者等への事前説明と了解の取得を行っていただくことを使用許可の前提とする場合があります。

(3) 使用場所

Minaさかいは、①堺市役所前と②堺地方合同庁舎前にあります。

※楽器・音響機器等を用いた音楽演奏などのうち、和太鼓、ドラムセット等打楽器を用いた演奏を行う場合、使用場所は原則②堺地方合同庁舎前に限ります。



Minaさかい(堺市役所前、堺地方合同庁舎前)の位置図

(4) 使用料

申請いただく活動の例	使用料
・競技会、展示会、博覧会、集会、音楽会、発表会等の各種催し	無料 ※内容により営利等として有料となる場合があります。
・物品の販売、食材の提供、商品の宣伝、展示又は販売、その他営利を目的とする行為 ・業として写真、映画等を撮影する行為 ・興行	使用面積 1平方メートルにつき 10円/日相当 ※詳細はお問合せください。

※ポスターの掲示、チラシ等の配布、募金およびこれに類する行為については、Minaさかい設置目的である賑わい創出や公共性の観点から、個別のご相談をお願いします。

※広場内の電源、水栓から多量の電気、水を使用される場合、実費を請求させていただく場合があります。

(5) 使用期間の限度

連続した使用は7日まで

(6) 申込み

Minaさかい設置の主旨を踏まえ、条例および関係法令等のルールに則り公共広場として適切にお使いいただくことを条件に、堺市内外の団体、事業者の方などにお申込みいただけます。ただし、未成年の方は成人の代表者からお申込みいただくようお願いします。

(7) 広場名の表記方法

広場名を会場案内等の目的で記載する場合、以下のとおりとしてください。

Minaさかい（堺市役所前）/（堺地方合同庁舎前）

または

Minaさかい 堺市市民交流広場（堺市役所前）/（堺地方合同庁舎前）

広場名を英語表記する場合は、以下のとおりとしてください。

MinaSAKAI

(8) 禁止行為

- ①火災、爆発その他の危険が生ずるおそれがある行為
- ②Minaさかいの施設、附属設備、器具備品等を破損し、または滅失する行為
- ③樹木を伐採し、または採取する行為
- ④ごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- ⑤特定の宗教または政党に勧誘する行為
- ⑥その他Minaさかいの管理運営上支障があると認められる行為

使用手続きの流れ

1 電話での事前相談・仮予約



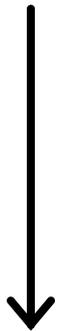
Minaさかい総合運営デスク



072-275-6630

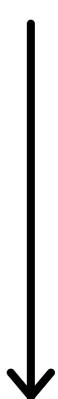
- ・電話にて催しの概要と使用希望日をお伝えいただき、Minaさかいでの開催の適否や留意事項についてご相談ください。空きがあれば使用希望日の6カ月前から仮予約できます。6カ月前の日が堺市の休日(土曜、日曜、祝日および12月29日から1月3日)にあたる場合は、翌開庁日から受け付けます。

2 使用のお申込み



- ・仮予約から14日以内、もしくは、使用希望日の10日前のいずれか早い日までに使用許可申請書等をご提出ください。
- ・申請に必要な書類は、使用許可申請書、事業計画書、使用場所がわかる図面です。
- ・使用場所検討の参考として、Minaさかいの汎用的な使用区分と区分の面積がわかる図面を用意していますのでご活用ください。

3 使用許可の審査



使用料 **無料** の場合 →

使用料 **有料** の場合 →

- ・審査後、使用許可書を交付し使用を許可します。
- ・審査後、納入通知書を発行しますので、支払期限内に使用料をお支払いください。
- ・お支払い後使用許可書を交付し使用を許可します。
- ・金融機関等からの入金連絡に時間がかかることがあります。支払い確認のため、領収書、振込記録などの提示をお願いすることがあります。

4 使用前打合せ



- ・使用1カ月前までに、実施計画、設営・撤去に関わる諸事項、安全計画、電源の使用等について確認するための打合せをお願いします。
- ・原則使用10日前までに、搬入・搬出については計画書を提出してください。
- ・打合せは、原則 Mina さかい総合運営デスクにて対面で行い、必要に応じ現地確認をします。使用者が遠方に在住している等、打合せのための来堺が困難な場合はご相談ください。

5 使用日前日



6 使用日当日

(イベント等の実施・原状回復)



7 使用后

(実施報告書提出・貸出品返却)

・電源、水栓、備品等を使用される場合、Minaさかい総合運営デスクの受付時間内に、カギを借り出してください。

・使用期間中は使用許可書を携帯し、申請内容に従ってMinaさかいをご使用ください。使用後は原状回復し、ゴミ等はお持ち帰りください。

・使用后、実施報告書を提出してください。
・設備、備品等に不具合があった場合は、適宜ご連絡いただくとともに、報告書に記載してください。
・カギ等の貸出品をMinaさかい総合運営デスクの受付時間内に、すみやかにご返却ください。

Mina さかい使用上の注意点

(1)関係法令等の遵守

Minaさかいは、市役所庁舎、堺地方合同庁舎を来訪される方をはじめ、一般の方の通行、休憩などを認めた公共空間です。Minaさかいをご利用になる方は、使用に際し、広場空間が自分たちだけのものではなく公共の場であることを理解し、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、食品衛生法など）、堺市市民交流広場条例、同条例施行規則および当使用ガイドを遵守するほか、Minaさかいを通行する方や近隣住民の方々に不快を与えないよう十分な配慮をお願いします。

また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。万一、届出等の不備のため開催不能となった場合、自己責任において適切に対処してください。

関係行政機関問合せ先：

①開催届	堺警察署 生活安全課	堺市堺区市之町西 1丁1番17号 ☎ 072-223-1234
②屋外の催物届出書 露店等の開設届出書等	堺消防署 警防課	堺市堺区市之町西 1丁1番27号 ☎ 072-228-0119
③食品提供を行う出店 (イベント)の相談・ 食品表示の相談・ その他、食品の取扱い 相談 等	堺市保健所 食品衛生課 (※ご相談内容によっては、別の部署 を案内することがあります。)	堺市堺区南瓦町3番1号 ☎ 072-222-9925
※食品提供を行うイベントの出店については、下記のサイトより最新情報をご確認ください。 【露店・自動車】営業をはじめるとき https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/shokuhineisei/jigyosha/roten-car.html 地域のお祭り等で臨時的に飲食物を調理・提供するとき(臨時出店届) https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/shokuhineisei/jigyosha/rinjisyutten.html		

(2)特にご注意いただきたいこと

■飲食物の適切な管理

- ・食品販売時は、衛生面の管理に十分配慮してください。特に、冷蔵等の保管が必要な食品は、温度計で保管温度を確認する等の管理をお願いします。
- ・生鮮食品や容器包装に入れられた加工食品(お弁当、パン、お菓子等)を販売する場合は、食品表示を行う必要があります。

ご不明な点は『関係行政機関問合せ先』の堺市保健所 食品衛生課までお問い合わせください。

■風対策

Minaさかいでは気象条件により強い風が吹く場合があります。テントや展示物などが飛ばないように、ウエイトを置くなど十分な風対策をとってください。

■騒音対策等

楽器・音響機器等を用いた音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなど音を発する催しについて、騒音に対する苦情が増えています。Minaさかいはにぎわいと憩いの空間であるとともに、公的施設や商業・業務施設、居住施設に近接する公共空間でもあります。このことを十分ご理解いただき、通行者や周辺住民・事業者等から騒音苦情が寄せられたときは、使用者において真摯に対応してください。万一、イベント等の中止を余儀なくされた場合についても、市は中止に伴う一切の責任を負いません。また、状況により音量制限をしていただきます。音楽演奏やマイク等拡声器によるパフォーマンスなどを行う方には別途案内を用意していますので、Minaさかい総合運営デスクまでお問合せください。

■禁煙

Minaさかいは、終日禁煙です。また、喫煙のみならず、指定たばこ(加熱式たばこ)を含むたばこ類及びたばこ類関連機器の販売やプロモーション等による使用を認めていません。

■ドローン等無人航空機の飛行の禁止

Minaさかいは公的施設や商業・業務施設、居住施設に近接する公共空間であり、堺市役所をはじめとしたさまざまな施設を訪れる方等の通路でもあります。よって来庁者等市民の皆さまの安全・安心を確保する観点から、広場内においてはドローン等無人航空機の飛行を原則禁止とします。

■搬入・搬出

イベント車両の乗り入れ(設営関係車両を含む)を予定する方は、あらかじめMinaさかい総合運営デスクにご相談のうえ、原則使用10日前までに搬入搬出計画書を提出してください。

車両乗り入れ可能時間は原則としてMinaさかいの使用可能時間と同じです。

搬出入時には、Minaさかいを通行する方の安全および施設の保全に万全を期すため、必ず一人以上の誘導員を配置してください。

また、搬入車両の留め置きはできません。作業終了後速やかに退出してください。

■駐車場・駐輪場

駐車場は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

※市役所の立体駐車場、地下駐車場(有料)もご利用いただけます。(土、日、祝日を含む。)

駐輪場は、市役所駐輪場(2時間まで無料)をご利用ください。

■使用時の会場管理

・Minaさかい内はもちろん、隣接する歩道を通行する方や、車道を通行する車両への影響を含めて、来場者誘導、イベント設備の倒壊、火気の取り扱い、物品の飛散などに十分に注意し、また、必要な対策を施して、催しの安全確保に努めてください。

催しの内容によっては傷害保険・損害賠償保険に入ることをおすすめします。また、貴重品の保管などに留意し、防犯を心がけてください。

・使用期間中は、使用許可書を必ず携帯し、提示を求められた場合には速やかにご提示をお願いします。

- ・広場内に排水設備はありません。トイレ等での排水はできません。保冷に使用した氷や水、食品の残り汁や飲料の飲み残し、調理汚水、油などは側溝や植栽に投棄せず、すべて持ち帰って処分してください。
- ・飲食を伴う催し等で、飲料、汁物、油などの汚れが残る例が増えています。汚れが予想される場合は床養生を行い、広場を汚さないように使用してください。調理による汚れに加え、来場者の食べこぼし等にもご注意ください。
- ・広場は公共の施設です。大切に使うてください。万一、使用者が広場および広場の設備、コンセント柱や水栓など付帯設備、器具備品、樹木その他に損害を与えた場合は、原状回復、または、損害額を賠償していただきます。また、使用に伴う人身事故および物品等の盗難・破損等のすべての事故について、その責は使用者が負うものとします。

■使用後の清掃・原状回復

使用後は原状に回復し、広場内で発生したゴミ・汚水・油などは当日全て持ち帰ってください。

万一、床面が汚れた場合は水で洗い流し原状回復に努めてください。

汚れが著しい場合は、専門業者による清掃の実施等の対応をお願いすることがあります。

■天変地異等への対応

台風、暴風雨等により Mina さかいの使用が困難と認められた際、使用を中止いただく場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。

